

議案第 4 7 号

あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 3 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

あきる野市税賦課徴収条例（平成 7 年あきる野市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第 2 4 条 第 9 条第 7 項の規定は、法附則第 5 9 条第 3 項において準用する法第 1 5 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。